

幕別町行政区設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町行政区設置条例 (昭和32年 3月30日 条例第15号)</p> <p>(設置) 第1条 町行政の民主的かつ効率的な運営を図り、もってこの町の進展に期するために行政区を設ける。</p> <p>(行政区の区域) 第2条 行政区の区域については、別に定めるところによる。</p> <p>(行政区の代表) <u>第3条 町長は、行政区内の住民から当該行政区の代表として推せんのある者(以下「公区長」という。)に規則で定める事務を依頼することができる。</u></p> <p>(行政区運営費の交付) <u>第4条 行政区内の住民活動を推進するため、行政区運営費を交付する。</u></p> <p>(委任) 第5条 この条例について必要な事項は、町長が定める。</p>	<p>○幕別町行政区設置条例 (昭和32年 3月30日 条例第15号)</p> <p>(設置) 第1条 町行政の民主的かつ効率的な運営を図り、もってこの町の進展に期するために行政区を設ける。</p> <p>(行政区の区域) 第2条 行政区の区域については、別に定めるところによる。</p> <p>(委任) 第3条 この条例について必要な事項は、町長が定める。</p>